

仁尾サンセットピーク 施設利用約款

(適用範囲)

第1条

- 1 当キャンプ場が利用されるお客様との間で締結する施設利用規則及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。
- 2 当キャンプ場が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

(施設利用の予約と申し込み)

第2条

1 予約とは、受付業務の営業日における日時にお客様と取り交わす宿泊予定契約である。当キャンプ場を利用しようとするお客様は、次の事項を予約業務営業日の宿泊予約日7日前までに古木里庫まで電話で予約していただきます。その時点で施設利用契約の申し込みがあったものとして処理します。なお古木里庫よりお電話での対応で確認が取れたお客様のみ予約完了として受け付けます。

前日および当日予約の宿泊の予約は受け付けておりません。

- (1) 代表者名及び住所、電話番号、団体名
 - (2) 利用人数
 - (3) 利用日、到着予定時刻及び泊数
 - (4) 宿泊利用のサイト
 - (5) 入場人数 (宿泊人数+日帰り人数)
 - (6) 利用料金 (原則として別表第1の基本利用料金による)
 - (7) 18歳以下の方は原則保護者同伴とさせていただきます。
 - (8) その他当キャンプ場が必要と認める事項
- 2 宿泊利用客が、利用中に前項(3)の利用日を超えて宿泊利用の継続を申し入れた場合、その申し出がなされた時点で新たな利用契約の申し込みがあったものとして処理します。

(施設利用の拒否)

第3条

当キャンプ場は、次に掲げる場合において、施設利用契約に応じないことがあります。

- (1) 施設利用の申し込みがこの約款によらないとき。
- (2) 満員により施設の余裕がないとき。
- (3) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により施設利用させることが出来ないとき。
- (4) 施設利用しようとするお客様が利用に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をする恐れがあると認められたとき。
- (5) 施設利用しようとするお客様が、伝染病であると明らかに認められるとき。
- (6) 施設利用に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (7) 物販行為を目的とするもの
- (8) 宗教団体、思想団体、政治団体、またはこれに類する集会などご利用されるとき
- (9) 利用しようとするお客様が、以下の各号の一に該当するとき
 - ① 泥酔し、又は言動が著しく異常で、他の利用者に迷惑を及ぼす恐れがあると認められる場合。
 - ② 著しく不潔な身体又は服装をしているため、他の利用者に迷惑を及ぼす恐れがあると認められる場合。
 - ③ 当施設又は当従業員に対し、暴力的要求を行い又は合理的範囲を超える負担を要求した場合。

(10) 利用しようとするお客様が、以下の各号の一に該当するとき

- ①施設利用しようとするお客様が、暴力団、暴力団組織、暴力団関係企業、又はその関係者、政治活動の関係者である場合。
- ②施設利用しようとするお客様が、暴力団、又は暴力団が事業活動を支配する法人その他の団体構成員である場合。
- ③施設利用しようとするお客様が法人で、その役員の中に暴力団等（暴力団等反社会勢力）に該当する者がいる場合。

(施設利用するお客様の契約解除権)

第4条

- 1 施設利用のお客様は、当キャンプ場に申し出て施設利用契約を解除することができます。
- 2 当キャンプ場は、施設利用のお客様がその責めに帰すべき事由により契約の全部又は一部を解除した場合は第17条に掲げるところにより、違約金を申し受けます。
- 3 当キャンプ場は施設利用のお客様が、連絡をすることなく利用当日の午後5時になっても到着しないときは、その契約は施設利用のお客様により解除されたものとみなし処理することがあります。
この場合、違約金は全額とします。

(当キャンプ場の契約解除権)

第5条

- 1 当キャンプ場は、次に掲げる場合においては、第7条における施設利用登録後であっても施設利用契約を解除することがあります。
 - (1) 第3条(4)から(10)までに該当することとなったとき。
 - (2) 当キャンプ場が別に定める利用規則の禁止事項に従わないとき。
- 2 当キャンプ場が前項の規定に基づいて施設利用契約を解除したときは、その利用料等の料金は返還いたしません。

(施設利用の登録)

第6条

施設利用のお客様は、当日、古木里庫（受付）において、次の事項を登録、書類の提出をしていただきます。

- (1) 責任のある代表者の氏名及び住所、電話番号、団体名の登録
- (2) 利用者名の登録
- (3) 出発日の登録
- (4) 利用規則確認の登録
- (5) その他当キャンプ場が必要と認める事項の登録

(施設の利用時間)

第7条

施設利用のお客様が当キャンプ場の施設を利用できる時間は次のとおりとします。ただし連続して利用する場合には、到着日及び出発日をのぞき、終日利用することができます。

- (1) 宿泊キャンプによる施設利用・・・14:00 から翌10:00 まで
- (2) 日帰りキャンプによる施設利用・・・10:00 から16:00 まで（4月～8月は18:00 まで）

(利用規則および規約の順守)

第8条

施設利用のお客様は当キャンプ場内において利用規則および規約の順守をして頂きます。

- (1) 利用規約の掲示場所・・・場内、古木里庫
- (2) 自動的な利用規約の順守契約・・・電話予約、施設利用時
- (3) 利用規約の変更および掲示・・・予告なし、随時掲示

(営業時間)

第9条

1 当キャンプ場の主な施設等の営業時間は次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間は、都度掲示等でご案内いたします。

(1) 各サービスの時間

予約業務・・・9:00 から 17:00 まで (土日祝日及び会社が定めた休日は除く)

受付業務・・・お客様が利用する日の 14:00 から 17:00 まで (日帰りの場合 10:00 から)

管理棟 (古木里庫)・・・8:00 から 17:00 まで 非常勤 (電話対応あり)

(2) 日帰り利用時間

日帰り利用時間・・・10:00 から 16:00 まで (4月～8月は 18:00 まで)

(3) 宿泊利用時間

チェックイン・・・14:00 から古木里庫にて

チェックアウト・・・10:00 まで

2 前項の時間は、必要やむをえない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法を持ってお知らせします。

(料金の支払い)

第10条

1 施設利用のお客様が支払うべき利用料金等の内訳は、別表第1に掲げるところによります。

2 前項の利用料金等の支払いは、日本通貨により第7条の利用施設の登録の際、古木里庫 (受付) において行っていただきます。

3 当キャンプ場が施設利用するお客様に施設を提供し、利用が可能になった後、お客様が任意に利用しなかった場合においても、利用料金は申し受けます。

(当キャンプ場の責任)

第11条

1 当キャンプ場は施設利用契約及びこれに関連する契約の履行にあたり、又はそれらの不履行により施設利用するお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当キャンプ場の責めに帰すべき事由によるものでないときはこの限りではありません。

2 当キャンプ場の施設内での盗難、破損、人身等の事故に関しては、施設の管理不備による場合のほかは、当キャンプ場は一切その責めを負いません。

(預託物等の取り扱い)

第12条

施設利用するお客様の荷物・物品又は現金ならびに貴重品については、当キャンプ場では預託できません。各自で管理してください。ただし、当キャンプ場が了解したときに限ってキャンプ場の空きスペースに荷物を置いておくことは出来ますが、紛失、盗難、滅失、毀損等の損害が生じたときは、当キャンプ場は一切その責めを負いません。

(施設利用するお客様の手荷物又は携帯品の保管)

第 13 条

お客様がチェックアウトした後、お客様の手荷物又は携帯品が当キャンプ場に置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したとき当キャンプ場は当該所有者に連絡するとともにその指示を求めるものとします。ただし、その指示の中で手荷物又は携帯品を発送する場合は原則着払いになります。所有者の指示がない場合又は所有者が判明しない場合は、発見日を含め7日間保管し、その後最寄りの警察署に届けるか、当キャンプ場が適切と考える方法により処分します。

(駐車場の責任)

第 14 条

施設利用するお客様が当キャンプ場に車両を駐車される場合、当キャンプ場は場所をお貸しするものであって、車両の保管責任まで負うものではありません。また、駐車中の車の事故（破損、盗難等）について当キャンプ場は一切その責めを負いません。ただし、駐車場の管理に当たり、当キャンプ場の故意又は過失によって損害を与えた場合は、その賠償する責に任じます。

注：当施設へは、トレーラー及び大型キャンピングカーでは入場できません。

又、車幅及びホイールベースの長いRV車や1BOX車、キャンピングカー、車高の低いローダウン車やエアロパーツ装着車の場合、一部の道路やサイト入口等で走行や進入に支障をきたす場合があります。詳しくは直接お問合せの上、ご確認下さい。

(お客様の責任)

第 15 条

お客様の故意又は過失により当キャンプ場が損害を被ったときは、当該お客様は当キャンプ場に対し、その損害を賠償していただきます。

(利用料金等の内訳)

第 16 条

1 宿泊キャンプによる施設利用のお客様が支払うべき総額

①利用料金：基本利用料金

②追加料金：レンタル料金、その他の利用料金

2 日帰りキャンプによる施設利用のお客様が支払うべき総額

①利用料金：基本利用料金

②追加料金：レンタル料金、その他の利用料金

3 基本料金：①利用料金・②追加料金等、料金は予告なく変更することがあります。

(違約金申しつけ規定)

第 17 条

1 宿泊および日帰りの施設利用の取り消しの通知を受けた日が予約日の1週間～2日前は、利用料の50%、前日および当日は、100%を当キャンプ場に支払っていただきます。

2 %は基本利用料に対する違約金の比率です。

3 連泊予約において、すべての利用日を同時に取り消した場合の違約金は、第1日目のみを対象とします。

2019年8月22日改定